

補助金等取扱基準

補助金等の名称	宿泊施設グレードアップ支援事業補助金
補助事業等の目標	市内において宿泊業を営む者を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る安心及び安全を確保するための取組や終息後の事業回復を見据えた新しい生活様式の定着を目指す取組に対して支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の活性化との両立を図る。
補助事業等の対象者	<p>市内に存する宿泊施設において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出をして事業を営む者（以下「宿泊事業者」という。）。ただし、次に掲げる施設において事業を営む者は、補助事業の対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 従業員、医療保険の被保険者等の福利厚生を目的とする保養所 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設</p>
補助対象経費	<p>次のいずれか一以上の事業の実施に要した費用とする。</p> <p>1 宿泊業従事者のスキルアップ事業 宿泊事業者が従業員の接客水準の向上及び能力開発を目的に研修若しくはeラーニングを受講させ、又は検定を受検させるために要する費用のうち、次に掲げる費用</p> <p>(1) 接客研修又は人材育成研修に従業員を派遣した場合に要する受講料（テキスト代を含み、交通費、宿泊費等を除く。） (2) 従業員に、公的機関及び経済団体等が提供するeラーニングを受講させた場合に要するID登録料（管理料を含む。以下同じ。）又は受講料（受講案内及びID登録料、受講料等の受講に係る費用が一般に公開されているものであること。） (3) 従業員に、接客水準の向上及び能力開発に資すると市長が認める検定を受検させた場合に要する受検料 (4) 次の費用は、eラーニングの受講に係る補助対象経費から除くものとする。 ア 教養等の職務に関係のない研修の受講料 イ 自社で企画したeラーニングに係る費用又はそれを外部に発注した場合の委託料等</p> <p>2 宿泊事業者が自主的に実施する新型コロナウイルス感染症対策研修事業 宿泊事業者が宿泊業従事者を対象に新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的に開催する研修に要する費用のうち、次に掲げる費用</p> <p>(1) 講師謝礼 (2) 会場使用料 (3) 印刷製本費 (4) 委託料 (5) その他研修の開催に要する費用として市長が特に認めるもの (6) 次の費用は、補助対象経費から除くものとする。 ア 研修を開催する宿泊事業者、研修会場を提供する者その他研修の開催に係る関係者による打合せ、会合等に係る飲食費 イ 研修を開催する宿泊事業者、研修会場を提供する者その他研修の開催に係る関係者（講師を除く。）に対する人件費又は謝礼</p>

	<p>3 宿泊施設ランクアップ事業</p> <p>宿泊事業者が宿泊施設に係る新しい生活様式を定着させ、当該宿泊施設の魅力を向上させるための取組として行うものに要する経費のうち、次に掲げる費用</p> <p>(1) 宿泊施設の魅力向上のために行う改装工事に係る費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費をいう。）</p> <p>(2) 外部機関に対して行った経営相談に係る費用</p> <p>(3) 広告及び宣伝に係る費用</p> <p>(4) 独自のサービスの企画開発に係る費用</p> <p>(5) 宿泊施設のIT化の整備に係る費用</p> <p>(6) 備品購入費</p> <p>(7) その他宿泊施設の魅力の向上に係る費用として市長が特に認めるもの</p> <p>(8) 次の費用は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>イ 宿泊施設と住宅が併用されている場合における、住宅部分について行う事業に係る費用</p> <p>ウ 倉庫等の改装工事に係る費用で直接事業の用に供さないもの</p>
<p>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>予算の範囲内において、上欄の1から3までの事業に係る補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）を合算した額の4分の3に相当する金額とし、当該金額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の感染防止及び経済支援に係る施策を推進するため</p>
<p>補助事業等の評価</p>	<p>補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>
<p>補助事業等の開始時期</p>	<p>令和2年11月1日</p>
<p>補助事業等の終了時期</p>	<p>令和3年9月30日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
<p>情報の公表の方法等</p>	<p>補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</p> <p>(2) 新しい生活様式 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活様式をいう。</p> <p>(3) eラーニング パソコン、モバイル端末等の電子機器と情報通信技術を使用して実施される研修をいう。</p> <p>2 補助金交付決定前に着手した事業は、この取扱基準による補助事業の対象外とする。ただし、令和2年4月7日以後に行われた事業であって、市長が</p>

	<p>認めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 宿泊業従事者のスキルアップ事業及び宿泊事業者が自主的に実施する新型コロナウイルス感染症対策研修事業について、他の補助制度による補助を受けている事業については、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>4 宿泊施設ランクアップ事業について、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、この取扱基準による補助事業の対象外とする。</p> <p>(1) 賃借している宿泊施設であって、賃貸借契約書上に所有者である賃貸人の資産形成とならないよう、賃借者が改装の費用を負担することが類推される文言（原状回復義務等）が記載されていないものに施行する改装工事であるとき。</p> <p>(2) 他の補助制度や制度資金の対象となっている事業であるとき。ただし、他の補助制度や制度資金の対象と明確に費用を区分することができる場合については、他の補助制度や制度資金の対象となっていない事業をこの取扱基準による補助事業の対象とする。</p> <p>5 一の宿泊事業者がこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p>
提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、令和2年11月1日以前に行った補助対象事業であって、市長がこの取扱基準による補助事業とすることを認めた者については、3に規定する書類とともに提出するものとする。</p> <p>(1) 宿泊施設グレードアップ支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 宿泊施設グレードアップ支援事業補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定後に補助対象事業の内容に変更が生じたとき、又は補助対象事業を追加するときは、遅滞なく市長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、令和3年8月16日（研修若しくはeラーニングの修了日若しくは検定の試験日又は改装工事その他宿泊施設ランクアップ事業の完了する日が同年8月16日以後の場合は、市長が別に定める日）までに、宿泊施設グレードアップ支援事業補助金実績報告書（様式第5号-1）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 宿泊業従事者のスキルアップ事業 次の書類</p> <p>ア 宿泊業従事者研修内容一覧表（様式第5号-2）</p> <p>イ 研修又はeラーニングの受講が修了したことを証する書類</p> <p>ウ 事業に係る受講料等の支払を証する書類</p> <p>エ 研修又は検定の内容が確認できる書類（要項、チラシ等）</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 宿泊事業者が自主的に実施する新型コロナウイルス感染症対策研修事業 次の書類</p> <p>ア 事業に係る費用の領収書等の写し</p> <p>イ 研修の内容が確認できる書類（要項、チラシ等）</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(3) 宿泊施設ランクアップ事業 次の書類</p> <p>ア 事業に係る費用の領収書等の写し</p> <p>イ 改装工事を行った場合、改装箇所の施工前後の写真</p> <p>ウ 購入物品の写真</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p>

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 観光課 観光係

令和 2年10月21日 制定 (令和 2年11月 1日 施行)
令和 3年 2月22日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)